



第86期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年12月20日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催
場所

神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
カワサキデルタ JR川崎タワーオフィス棟3階
ステーションコンファレンス川崎
Room A+B

会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場
ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないよう
ご注意ください。

目次

第86期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
事業報告	15
計算書類	31
監査報告書	44

株 主 各 位

東京都大田区東六郷三丁目15番8号
日本調理機株式会社
代表取締役社長 齋藤有史

第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第86期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nitcho.co.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本調理機」または「コード」に当社証券コード「2961」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、電磁的方法（インターネット）または書面によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から5頁に記載の方法により、2024年12月19日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年12月20日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所	神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5 カワサキデルタ JR川崎タワーオフィス棟3階 ステーションコンファレンス川崎 Room A+B ※末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。
3. 目的事項	報告事項 第86期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告および計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

 当社ウェブサイト：<https://www.nitcho.co.jp>

日本調理機

検 索



議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



◀こちらを切り取って
ご返送ください。

行使期限 2024年12月19日（木曜日）午後5時30分到着分まで

電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合



「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



詳細につきましては4頁をご覧ください。▶

行使期限 2024年12月19日（木曜日）午後5時30分まで



議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

詳細につきましては5頁をご覧ください。▶

行使期限 2024年12月19日（木曜日）午後5時30分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。

株主総会にご出席の場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2024年12月20日（金曜日）午前10時

場 所 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5 カワサキデルタ JR川崎タワーオフィス棟3階
ステーションコンファレンス川崎 Room A+B

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

電磁的方法（インターネット）による議決権行使のご案内

※ 議決権行使結果の集計の都合上、お早めの行使をお願い申し上げます。



「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用 議決権行使ウェブサイトへアクセス

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



三井住友信託銀行 閉じる

スマート行使®
(議決権行使ウェブサイト)

現在の情報
〇〇〇〇株式会社
20XX年12月20日開催
第〇〇回 定時株主総会

株主番号: 123456789
代行 太郎 様
ご所有議決権数: 9,999股

私は、上記の情報について相違のないことを確認し、所有する議決権を行使します。

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

各議案について個別に指示する場合

3 画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください

三井住友信託銀行 閉じる

市井提案議案

第1号議案
第〇期剰余金の処分の件

賛成 反対

第2号議案
定款一部変更の件

賛成 反対

この内容で行使する

前の画面にもどる

すべての会社提案議案について「賛成」する場合

4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

三井住友信託銀行 閉じる

スマート行使®
(議決権行使ウェブサイト)

行使受付完了

20XX/10/30 12:00:20 に議決権の行使を受けました。
議決権をご行使いただき、ありがとうございました。

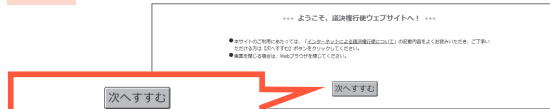
【議決権再行使のお手続き方法について】

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

(パソコンとスマートフォンどちらもご利用いただけます)

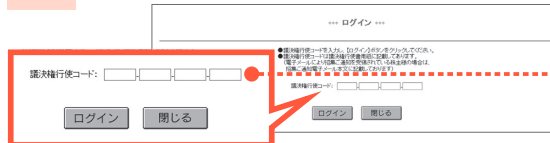
議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



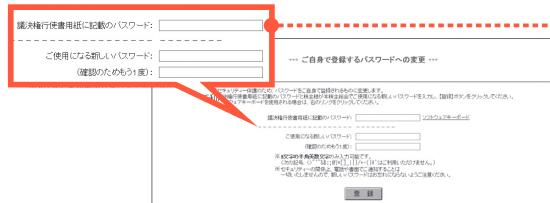
「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



「議決権行使コード」*を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードを入力



「パスワード」*を入力し、「登録」をクリック

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>



議決権行使イメージ



※「議決権行使コード」「パスワード」は、お手元の議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ※ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

スマートフォン・パソコンなどの
操作方法に関するお問い合わせ先について

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当は、財務状況および経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 160円
配当総額 177,522,560円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年12月23日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の 当社における地位	取締役会への 出席状況
1	再 任	さいとう ゆうじ 齋 藤 有 史	代表取締役社長	100% (18回／18回)
2	再 任	みしま ひろふみ 三 島 博 史	取締役	100% (18回／18回)
3	再 任	いいじま ゆたか 飯 島 裕	取締役	100% (18回／18回)
4	再 任	いのだ みつひろ 猪野田 光 裕	取締役	100% (15回／15回)
5	再 任 社 外 独 立	まつうら ひろふみ 松 浦 宏 文	取締役	100% (18回／18回)

1

さいとう ゆうじ

齋藤 有史

(1970年4月9日生)

再任

- 取締役在任年数
18年
- 取締役会への出席状況
100% (18回/18回)
- 所有する当社の株式数
23,680株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年10月 日本調理機株式会社入社
2006年12月 当社取締役営業本部副本部長
2009年12月 当社取締役栃木工場長
2013年12月 当社常務取締役生産部門担当
2015年12月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、販売・生産・購買における豊富な業務経験を有し、2015年12月より代表取締役としてリーダーシップを発揮し、当社の安定的基盤を築き上げた実績から、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し引き続き取締役候補者としております。

2

みしま ひろふみ

三島 博史

(1970年8月27日生)

再任

- 取締役在任年数
3年
- 取締役会への出席状況
100% (18回/18回)
- 所有する当社の株式数
1,961株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年4月 日本調理機株式会社入社
2012年10月 当社販売推進部長
2016年4月 当社業務統括部長
2017年12月 当社執行役員業務統括部長
2018年10月 当社執行役員経営企画室長
2021年12月 当社取締役業務統括本部担当
2022年11月 株式会社ベガ代表取締役（現任）
2024年9月 当社取締役販売本部担当 業務統括本部担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業・購買・アフターサービス部門・社員教育・内部監査・経営企画等、幅広い経験と知識を持ち、管理能力、判断力、理解力の高さから2021年12月に取締役として就任し、職務を遂行している実績から引き続き取締役候補者としております。

3

いい じま

飯島

ゆたか

裕

(1964年11月20日生)

再任

- 取締役在任年数
2年
- 取締役会への出席状況
100% (18回／18回)
- 所有する当社の株式数
3,856株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月 日本調理機株式会社入社
2012年 10月 当社製品開発部長
2017年 4 月 当社技術開発部門統括部長
2018年 10月 当社生産本部統括部長
2021年 12月 当社執行役員生産本部担当
2022年 12月 当社取締役生産本部担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、機械設計業務に従事し、その専門的知識および経験を有し、高い規律性と強い意志、柔軟な対応力を持っており、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者としております。

4

いの だ

猪野田

みつ ひろ

光裕

(1975年12月31日生)

再任

- 取締役在任年数
1年
- 取締役会への出席状況
100% (15回／15回)
- 所有する当社の株式数
956株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年 4 月 日本調理機株式会社入社
2015年 10月 当社経理部長
2021年 12月 当社執行役員管理本部担当
2023年 12月 当社取締役管理本部担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、経理部門に従事し、長年の会計知識を有し高い規律性と処理能力・管理能力・行動力を有しており、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者としております。

5

まつ うら ひろ ふみ

松浦 宏文

(1946年4月7日生)

再任

社外

独立

取締役在任年数
7年

取締役会への出席状況
100% (18回/18回)

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年 4月 株式会社東芝入社
1973年 3月 株式会社大和証券入社
1995年 7月 大和投資顧問株式会社取締役国際部長
2006年 4月 ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社監査役
2013年 12月 当社社外監査役
2017年 12月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松浦宏文氏は、証券会社での幅広い業務知識および業務経験を有しており、他社の取締役および監査役として会社経営に関与したことがあります。これらの経験や知識等を活かし、当社の経営を監督・助言していただいており、引き続き当該見識を活かして取締役の業務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松浦宏文氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 松浦宏文氏の社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって7年であり、社外取締役就任前に監査役であり、その在任期間は4年であります。当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には各候補者は当該保険の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。）なお、各候補者の任期途中である2025年9月30日に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の 当社における地位	取締役会への 出席状況
1	再任	鈴木 克明	取締役（監査等委員）	100% (18回／18回)
2	再任 社外 独立	三井 聡	取締役（監査等委員）	100% (18回／18回)
3	再任 社外 独立	小 粥 純 子	取締役（監査等委員）	100% (18回／18回)
4	再任 社外 独立	宮 島 哲 也	取締役（監査等委員）	100% (18回／18回)

1

すず き かつ あき

鈴木 克明

(1959年5月10日生)

再任

- 取締役在任年数
3年
- 取締役会への出席状況
100% (18回/18回)
- 所有する当社の株式数
949株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4 月 日本調理機株式会社入社
2007年 4 月 当社総務部長
2012年 12月 当社執行役員総務部長
2021年 12月 当社取締役監査等委員 (現任)

取締役候補者とした理由

当社入社以来、総務部での豊富な経験を有しており、これらの経験と見識により適正な監査が遂行できるものと判断し引き続き監査等委員である取締役候補者としております。

2

みつ い さとし

三井 聡

(1977年1月31日生)

再任

社外

独立

- 取締役在任年数
6年
- 取締役会への出席状況
100% (18回/18回)
- 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2004年 12月 中央青山監査法人入所
2010年 11月 辻・本郷税理士法人入所
2014年 1 月 三井公認会計士・税理士事務所(現三井公認会計士事務所)開設 (現任)
2014年 1 月 株式会社ジェントルパートナーズ代表取締役 (現任)
2017年 12月 当社社外監査役
2018年 9 月 税理士法人ふたば代表社員 (現任)
2018年 12月 当社社外取締役監査等委員 (現任)
2024年 5 月 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社社外監査役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三井聡氏は、公認会計士・税理士として活躍され、財務および会計に精通し高い専門性を有し、人格・識見ともに優れており、取締役会の審議においては、経営陣から独立した客観的な立場から必要な指摘・助言をいただいております。同氏の当該見識による業務を行う経営陣から独立した立場での中立的・客観的な職務の遂行を期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。

3

こ がゆ じゅん こ

小粥 純子

(1967年10月10日生)

再任

社外

独立

取締役在任年数
4年

取締役会への出席状況
100% (18回/18回)

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月 中央新光監査法人入所
1994年 3月 公認会計士登録
2006年 9月 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所
2012年 8月 日本公認会計士協会 自主規制・業務本部 調査・相談グループ長
2012年 10月 東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）教授（現任）
2020年 1月 小粥純子公認会計士事務所開設（現任）
2020年 3月 税理士登録
2020年 4月 竹内絢子税理士事務所入所（現任）
2020年 12月 当社社外取締役監査等委員（現任）
2021年 6月 株式会社日新社外取締役監査等委員（現任）
2021年 12月 大和ハウスリート投資法人監督役員（現任）
2022年 6月 株式会社商工組合中央金庫社外取締役監査等委員（現任）
2022年 6月 株式会社民間資金等活用事業推進機構社外監査役（現任）
2024年 6月 株式会社TBSホールディングス社外監査役（現任）
2024年 6月 株式会社TBSテレビ監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小粥純子氏は、公認会計士としての監査実務に加え、大学院教授としての研究活動を通じて培われた内部統制の専門家として豊富な経験、および高い見識を有しております。その豊富な経験・知識・知見の高さを当社の内部統制の充実に活かしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。

4

みや じま てつ や

宮島 哲也

(1970年4月10日生)

再任

社外

独立

■ 取締役在任年数
4年

■ 取締役会への出席状況
100% (18回/18回)

■ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年 4 月 梶谷総合法律事務所入所（現任）
2014年 4 月 第一東京弁護士会監事
2016年 6 月 日本高周波銅業株式会社社外取締役（現任）
2020年 12 月 当社社外取締役
2022年 12 月 当社社外取締役監査等委員（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宮島哲也氏は、弁護士としての豊富な知識と経験、知見の高さを活かし、コンプライアンスの強化および業務執行の監視体制の充実にも貢献いただけるものと判断しております。業務を行う経営陣からの独立した立場で、同氏の見識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三井聡氏、小粥純子氏および宮島哲也氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、3氏の兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は鈴木克明氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
4. 三井聡氏の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって6年であり、社外取締役就任前に監査役であり、その在任期間は1年であります。当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 小粥純子氏の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
6. 宮島哲也氏の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年であり、監査等委員就任前に社外取締役であり、その在任期間は2年であります。当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
7. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には各候補者は当該保険の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。）なお、各候補者の任期中である2025年9月30日に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

1 会社の現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要等を背景に、景気は緩やかな回復傾向が続く一方、物価高騰や人手不足による景気減速が懸念される先行き不透明な状況が続いてまいりました。また、世界経済においても、ウクライナおよび中東における紛争の長期化等による原材料価格やエネルギー価格の高騰、中国経済の先行き懸念等、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社におきましては、学校給食以外の集団給食分野に向けた営業活動や資材価格高騰への対応、厨房設備の省人化・省力化に対応した製品開発に向けた研究開発活動の促進等を前期より引き続き進めてまいりました。その結果、大型ホテルや食品工場といった学校給食以外の集団給食市場における受注が増加したことにより、売上高は期初の予想を上回ることとなりました。また、利益面においては、資材価格高騰への対応が進み、利益率が期初の想定値より改善されたことにより、営業利益、経常利益、当期純利益においてそれぞれ期初の予想を大きく上回ることとなりました。

これらの結果、当期の業績は、売上高は18,443百万円（前期比4.5%増）、経常利益は1,069百万円（前期比89.8%増）、当期純利益は700百万円（前期比110.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は114百万円で、その主な内容は、九州支店の建替、栃木工場および大分工場の機械設備更新等であります。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

④ 財産および損益の状況

区 分	第83期	第84期	第85期	第86期
	自 2020年10月1日 至 2021年9月30日	自 2021年10月1日 至 2022年9月30日	自 2022年10月1日 至 2023年9月30日	自 2023年10月1日 至 2024年9月30日
売上高 (百万円)	17,061	15,467	17,642	18,443
経常利益 (百万円)	689	340	563	1,069
当期純利益 (百万円)	436	205	332	700
1株当たり当期純利益 (円)	448.72	185.64	292.61	629.27
総資産 (百万円)	12,532	12,737	13,984	14,579
純資産 (百万円)	5,834	6,327	6,523	7,036
1株当たり純資産額 (円)	5,993.20	5,572.13	5,744.63	6,342.07

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

⑤ 当社が対処すべき課題

- (1) 当社は「誠実奉仕」のもと、お客様に“高品質”“安心安全”“低環境負荷”な製商品、サービスを提供し、お客様の満足を最優先に捉え、「食」に携わる企業として社会に貢献してまいります。
- (2) お客様のニーズに応えた製商品の創出、ならびに円滑な厨房施設運用の実現に向け、常に最先端技術を駆使し、研究開発活動に邁進してまいります。
- (3) 当社は、製商品の“安定稼動”を第一の品質と捉え、生産現場から設置据付まで適切なチェック体制のもと、品質管理の徹底に取り組んでまいります。
- (4) 当社では、製商品を導入していただいたお客様、使用者様への機器の取り扱いや調理指導を徹底し、さらには定期的な保守点検や老朽機器の更新をご提案するなど、製品事故を未然に防ぐ施策を講じてまいります。
- (5) 働き方改革の一環として、育児休暇の取得奨励や職場環境の変革による生産性の効率化に積極的に取り組み、収益力の向上に努めます。

- (6) 内部統制システムの機能的な運用によりコンプライアンス／リスク管理を徹底し、従業員の労務管理や外注先を含めた安全管理に注力するとともにお客様に誠実に奉仕する体制を強化いたします。
- (7) ESG(環境・社会・ガバナンス)への取り組みを強化し、新たな食生活の提案を行うなど社会的課題の解決と企業価値の向上を目指します。当社は事業活動を通じて、お客様の環境負荷低減や労働環境改善への貢献、全国の取引先との共生共創を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑥ 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

当社は、厨房機械器具・食品加工機械器具等の製作ならびに集団給食設備等の設計・監理・施工を行う建設業法一般管工事業（国土交通大臣許可）およびこれらに関する事業を行っております。

⑦ 主な営業所および工場 (2024年9月30日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都大田区	北 海 道 支 店	北海道札幌市
横 浜 営 業 所	神奈川県横浜市	東 北 支 店	宮城県仙台市
立 川 営 業 所	東京都国立市	中 部 支 店	愛知県名古屋市
千 葉 営 業 所	千葉県千葉市	関 西 支 店	大阪府豊中市
埼 玉 営 業 所	埼玉県さいたま市	中 四 国 支 店	広島県広島市
茨 城 営 業 所	茨城県水戸市	九 州 支 店	福岡県大野城市
栃 木 営 業 所	栃木県宇都宮市	栃 木 工 場	栃木県矢板市
群 馬 営 業 所	群馬県高崎市	大 分 工 場	大分県豊後大野市
新 潟 営 業 所	新潟県新潟市	栃 木 物 流 セ ン タ ー	栃木県矢板市
長 野 営 業 所	長野県長野市		

上記のほか、各支店が管轄する営業所が24ヶ所あります。

⑧ 従業員の状況（2024年9月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
532名	△3名	45歳1ヶ月	20年5ヶ月

（注）臨時従業員（パート社員）を従業員数に含めて記載しております。

⑨ 主要な借入先の状況（2024年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	100百万円
株式会社三菱UFJ銀行	100百万円
株式会社三井住友銀行	10百万円
株式会社みずほ銀行	10百万円
株式会社商工組合中央金庫	10百万円

⑩ その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

⑪ 注記

記載金額については百万円未満を切り捨てております。

2 会社の株式に関する事項

株式の状況 (2024年9月30日現在)

(1) 株式数	発行可能株式総数	3,800,000株
	発行済株式の総数	1,109,516株（自己株式26,056株を除く）

(2) 株主数 730名

(3) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
日 本 調 理 機 従 業 員 持 株 会	124,374株	11.20%
株 式 会 社 マ ル ゼ ン	107,400株	9.67%
有 限 会 社 第 一 エ ア 工 業	100,079株	9.02%
田 中 幸 子	91,082株	8.20%
齋 藤 徳 子	89,369株	8.05%
齋 藤 隆 哉	80,860株	7.28%
田 中 成 和	37,439株	3.37%
西 山 昌 子	30,778株	2.77%
佐 藤 由 美 子	29,900株	2.69%
齋 藤 有 史	23,680株	2.13%

(注) 持株比率は、自己株式(26,056株)を控除して計算しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式

対 象 者	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	4,302株	5名

(注) 1. 当社の株式報酬制度につきましては、23頁「**4** 会社の役員に関する事項 **2** 取締役に対する報酬等の総額 (注)5. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

2. 上記の株式は、すべて譲渡制限付株式報酬として交付された株式であります。

-
- (5) その他会社の株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2018年12月18日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ①新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ②新株予約権の行使価額 1個につき5,400円
- ③新株予約権の行使条件 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社取締役または執行役員の地位にあることを要する。但し当社の取締役または執行役員であった者で任期満了または定年により退任した者、その他正当な理由があるものとして当社が特に新株予約権の行使を認めたものについてはこの限りではない。
その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
- ④新株予約権の行使期間 2020年12月19日から2028年12月18日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	保有者数
取締役（監査等委員および 社外取締役を除く）	20,000個	普通株式 2,000株	2名
社外取締役 （監査等委員を除く）	5,000個	普通株式 500株	1名
取締役（監査等委員）	15,000個	普通株式 1,500株	2名

4 会社の役員に関する事項

① 取締役の状況（2024年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤 有 史	
取 締 役	三 島 博 史	販売本部担当役員 業務統括本部担当役員 株式会社ベガ代表取締役
取 締 役	飯 島 裕	生産本部担当役員
取 締 役	猪野田 光 裕	管理本部担当役員
取 締 役	松 浦 宏 文	
取 締 役 (常勤監査等委員)	鈴 木 克 明	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	三 井 聡	公認会計士、税理士 株式会社ジェントルパートナーズ 代表取締役 税理士法人ふたば 代表社員 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株 式会社 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 粥 純 子	公認会計士、税理士 東北大学会計大学院教授 株式会社日新 社外取締役監査等委員 大和ハウスリート投資法人 監督役員 株式会社商工組合中央金庫 社外取締役監査等委員 株式会社民間資金等活用事業推進機構 社外監査役 株式会社TBSホールディングス 社外監査役 株式会社TBSテレビ 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	宮 島 哲 也	弁護士、日本高周波鋼業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 松浦宏文氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）三井聡氏、小粥純子氏および宮島哲也氏は社外取締役であります。
3. 監査等委員三井聡氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員小粥純子氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 監査等委員宮島哲也氏は弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、鈴木克明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 取締役 松浦宏文氏、取締役（監査等委員）三井聡氏、小粥純子氏および宮島哲也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 菅野信尚氏は2024年9月2日に逝去により取締役を退任いたしました。退任時の地位および担当は下表のとおりであります。

氏 名	退任日	退任時の地位、担当および重要な兼職の状況
菅 野 信 尚	2024年9月2日	常務取締役 販売本部担当役員

② 取締役に対する報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	役員報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	142,822 (6,417)	127,235 (6,330)	12,144 (－)	3,442 (87)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	32,940 (19,252)	32,360 (18,990)	－ (－)	580 (262)	4 (3)
合 計	175,763 (25,670)	159,596 (25,320)	12,144 (－)	4,022 (350)	11 (4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年12月18日開催の第80期定時株主総会において、年額2億5千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち社外取締役1名）です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年12月18日開催の第80期定時株主総会において、年額3千8百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち監査等委員である社外取締役2名）です。
3. 上記の人数および金額には、退任した2名を含んでおります。
4. 2023年12月22日開催の第85期定時株主総会決議に基づき、任期満了により退任した取締役（監査等委員を除く）に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。
取締役（監査等委員を除く） 1名 37,540千円
5. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等
当社は、2019年9月25日の取締役会において、取締役の個人別報酬額の決定方針を以下のとおり決議しております。なお、報酬は、以下の方法に基づく決定額を月額換算して毎月支払うこととしております。
- a. 役員報酬の構成
当社の役員報酬体系は、基本報酬(固定報酬と変動報酬)および退職慰労金で構成しております。
基本報酬：固定報酬

- ・役位に応じて設定した月額基準報酬テーブルにより算定される基本報酬
- ・就任年数/貢献度合いを代表取締役が6段階で評価して決定する貢献報酬

基本報酬：変動報酬

- ・会社業績および担当部門業績ならびに個人責務の3つの視点で配分する報酬
- ・業務執行取締役の変動報酬は、非業務執行取締役の変動報酬（月額固定報酬の2～4ヵ月の範囲）を控除して算出
変動報酬は、当期純利益等4項目を評価項目とし、基準年度実績と過去3期実績平均を比較して3段階で算定する。

2023年12月22日開催の第85期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。当社の企業価値の持続可能な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年に1度付与いたします。

なお、2023年12月22日開催の第85期定時株主総会において、役員退職慰労金制度は廃止いたしました。

非金銭報酬等：譲渡制限付株式の付与

- ・取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給
- ・その額は年額500万円以内、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会に一任

退職慰労金

取締役会で決議した退職慰労金規程に基づき役位別在任期間に役位別単価を乗じて算出

b. 役員報酬の決定方法および委任に関する事項

2018年12月18日開催の第80期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額は年額2500万円以内となっております。同定時株主総会決議により、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額3800万円以内となっております。なお、決議当時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役1名）、決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となっております。

個人別の固定報酬および変動報酬の額ならびにその割合については、代表取締役が立案した報酬案を、社外取締役および非業務執行取締役で構成する指名報酬諮問委員会に提示します。指名報酬諮問委員会の審議を経て、監査等委員でない取締役の報酬は代表取締役に答申後、取締役会で決定しております。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬は、指名報酬諮問委員会の答申に基づき、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

なお、非金銭報酬である株式報酬については、2023年12月22日開催の第85期定時株主総会決議により、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して新たに譲渡制限付株式報酬が導入され、現行の取締役報酬枠とは別枠で年額500万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10,000株以内としております（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名です。

③ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役 松浦宏文氏は、証券会社での経験・専門知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度の在任期間中に開催された取締役会に18回中18回出席し、その専門的見地から適宜発言を行っております。

取締役（監査等委員）三井聡氏は、公認会計士・税理士として財務および会計に関する相当程度の知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度に開催された取締役会に18回中18回、当事業年度に開催された監査等委員会に13回中13回出席し、その専門的見地から適宜発言を行っております。

取締役（監査等委員）小粥純子氏は、監査法人の専門知識・経験および大学院教授として内部統制、財務および会計に関する相当程度の知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度に開催された取締役会に18回中18回、当事業年度に開催された監査等委員会に13回中13回出席し、その専門的見地から適宜発言を行っております。

取締役（監査等委員）宮島哲也氏は、弁護士としての専門知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度に開催された取締役会に18回中18回、当事業年度に開催された監査等委員会に13回中13回出席し、その専門的見地から適宜発言を行っております。

なお、各社外取締役の兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。

保険料特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

35,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35,000千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会が会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合に会計監査人を解任いたします。

(4) 責任限定契約

会計監査人とは、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約の内容は次のとおりです。

受嘱者の会社法第423条第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、25,000,000円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

6 業務の適正性を確保するための体制

内部統制システムの構築の基本方針

当社は、内部統制システムを適切に構築し、適用することにより、業務執行の公正性および効率性を確保することが重要な経営課題であるとの認識から、当社の業務の適正性を確保するための体制として、以下の項目を取締役会で決定し下記のように実践しています。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令および定款を遵守するとともに、「役員規程」、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査基準」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等の関連規程のもとに、その役割および責任を明確にする。

取締役および使用人は、全社・部門単位でこれらの関連規程に服することを徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令ならびに社内規程の「文書管理規程」に基づき適切に保存し、取締役が閲覧、謄写可能な状態で管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれの担当部署において、業務執行に係る種々のリスクの評価・識別・監視の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を整備する。

不測の事態が発生した場合には、取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限に留めるための体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役の職務執行権限と責任を明確にし、取締役会において取締役の業務執行状況の監督を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、幹部社員で構成する経営推進協議会において、業務執行責任および結果責任を明確にする体制とする。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととす

る。また、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

- (6) 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を及ぼす重要な事項について監査等委員会に遅滞なく報告するものとする。前記に拘わらず、監査等委員会は必要に応じて取締役および使用人に対し報告を求めることができるものとする。また、監査等委員会は、代表取締役、内部監査部門および監査法人と必要な情報交換に努め、当社の監査の実効性を確保するものとする。

- (7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、役職員が取るべき行動・態度を明確に示すために「企業倫理規範および行動指針」を策定しています。その中で反社会的勢力の排除に関して、次のように定めております。

「法令や社会的規範・良識に基づき、公正・透明・自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、当社は、社会的秩序や健全な企業活動に悪影響を与える個人・団体とは一切関わらない。」

新規取引先等についても取引開始前に反社会的勢力との関わりの観点から確認を行うなど、公共機関、専門調査機関から情報収集ができる体制を構築し、社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行うことを当社の基本方針としています。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「企業倫理規範および行動指針」で掲げた反社会的勢力排除のための体制および活動を「コンプライアンス管理規程」に定めています。

公共機関のガイドブックの配布、社員教育の実施、新規取引開始に当たっての情報検索・信用調査などの反社会的勢力の排除のための運用ルールを明確化しています。

また、平素から対応マニュアルに基づく活動に努めるとともに、警察・弁護士等の外部専門機関との連絡を密にし、不当要求や妨害行為等が発生した場合は、外部専門機関と連携し組織的に対応する体制としております。

内部統制システムの運用状況の概要

- (1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、幹部社員で構成する経営推進協議会を月1回開催し、業務執行責任および結果責任を明確にし、また事前にリスクを協議し損害の発生を防止しております。
- (2) 内部監査室が全国各拠点に対し監査を実施し、コンプライアンス状況を調査し、取締役および監査等委員会に報告しております。
- (3) 監査等委員会の監査に対し、積極的に情報を提示し監査の実効性を確保しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部	
流動資産	11,273,704
現金および預金	4,577,934
受取手形	406,825
電子記録債権	331,306
売掛金	3,662,116
商品および製品	1,023,239
仕掛品	810,892
原材料および貯蔵品	420,208
前払費用	36,664
その他流動資産	4,516
固定資産	3,305,535
有形固定資産	2,572,865
建物	1,257,449
構築物	28,817
機械および装置	120,007
車両および運搬具	0
工具器具および備品	21,888
土地	1,012,183
リース資産	132,520
無形固定資産	18,045
借地権	13,485
ソフトウェア	2,135
その他無形固定資産	2,423
投資その他の資産	714,624
投資有価証券	70,155
関係会社株式	9,800
出資金	2,000
長期貸付金	36,356
関係会社長期貸付金	28,214
破産更生債権等	90,690
繰延税金資産	507,280
その他投資等	60,816
貸倒引当金	△90,690
資産合計	14,579,240

負債の部	
流動負債	6,386,713
支払手形	450,696
電子記録債務	2,915,066
買掛金	1,207,278
短期借入金	230,000
リース債務	34,985
未払金	43,522
未払費用	400,590
未払法人税等	309,651
未払消費税等	107,790
契約負債	183,164
預り金	11,607
賞与引当金	480,000
製品保証引当金	12,359
固定負債	1,155,897
リース債務	110,786
退職給付引当金	953,559
資産除去債務	17,031
長期未払金	73,520
その他固定負債	1,000
負債合計	7,542,610
純資産の部	
株主資本	7,030,154
資本金	799,549
資本剰余金	270,189
資本準備金	270,189
利益剰余金	6,036,503
利益準備金	149,400
その他利益剰余金	5,887,103
別途積立金	2,680,000
固定資産圧縮積立金	6,156
繰越利益剰余金	3,200,946
自己株式	△76,088
評価・換算差額等	6,474
その他有価証券評価差額金	6,474
純資産合計	7,036,629
負債・純資産合計	14,579,240

損益計算書

(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

売上高		18,443,815
売上原価		13,071,767
売上総利益		5,372,048
販売費および一般管理費		4,313,109
営業利益		1,058,939
営業外収益		
受取利息	747	
受取配当金	253	
受取家賃	6,313	
その他営業外収益	6,084	13,397
営業外費用		
支払利息	786	
支払手数料	998	
株式報酬費用消滅損	580	
その他営業外費用	673	3,038
経常利益		1,069,298
特別損失		
固定資産除却損	26	26
税引前当期純利益		1,069,271
法人税、住民税および事業税		385,775
法人税等調整額		△16,737
当期純利益		700,233

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	799,549	270,189	－	270,189	149,400	2,680,000	6,447	2,614,477	5,450,324
当期変動額									
剰余金の配当								△113,552	△113,552
当期純利益								700,233	700,233
自己株式の取得									
自己株式の処分			△503	△503					
自己株式処分 差損の振替			503	503				△503	△503
固定資産圧縮 積立金の取崩							△290	290	－
株主資本以外の 項目の当期変動額									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△290	586,468	586,178
当期末残高	799,549	270,189	－	270,189	149,400	2,680,000	6,156	3,200,946	6,036,503

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△193	6,519,870	3,274	3,274	6,523,144
当期変動額					
剰余金の配当		△113,552			△113,552
当期純利益		700,233			700,233
自己株式の取得	△88,542	△88,542			△88,542
自己株式の処分	12,647	12,144			12,144
自己株式処分 差損の振替		－			－
固定資産圧縮 積立金の取崩		－			－
株主資本以外の 項目の当期変動額			3,200	3,200	3,200
当期変動額合計	△75,894	510,284	3,200	3,200	513,484
当期末残高	△76,088	7,030,154	6,474	6,474	7,036,629

個別注記表

(I) 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

(1) 製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～50年

その他 2～35年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品保証による支出に備えるため、過去の実績率に基づく発生見込額を計上しているほか、発生額を個別に見積もることができる費用については当該見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しておりましたが、「役員退職慰労引当金」は、2023年12月22日開催の定時株主総会において制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議したため、計上しておりました「役員退職慰労引当金」は「長期末払金」として固定負債に計上しております。

5. 重要な収益および費用の計上基準

業務用厨房機器の製造・販売および保守修理事業

業務用厨房機器の製造・販売および保守修理事業においては、厨房機器の仕入商品の販売ならびに集団給食施設等向けの食器洗浄機、消毒保管機、回転釜、炊飯器、スチームコンベクションオーブン等の製造および販売を行っております。

商品および製品の販売に係る収益は、搬入据付工事を含む場合においては、顧客の検収により顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、搬入据付工事が完了後、顧客の検収時点で収益を認識しております。

なお、搬入据付工事を伴わない商品および製品の販売に係る収益は、出荷時から当該商品および製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常であるため、出荷時に収益を認識しております。

保守修理に係る収益は、主に販売した商品または製品の保守修理であり、顧客の検収により当該役務の提供が完了し、履行義務が充足されることから、サービス提供が完了後、顧客の検収時点で収益を認識しております。

いずれの収益も、顧客との契約において約束された金額で測定しております。製造および販売の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しております。また、重要な金融要素は含んでおりません。

(Ⅱ) 表示方法の変更に関する注記

前事業年度まで固定負債の「その他固定負債」に含めて表示していた「長期未払金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

(Ⅲ) 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産（純額）	507,280

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は513,494千円であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りによって繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは将来の利益計画を基礎としております。

(2) 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の利益計画の策定にあたり、過去の実績や市場・顧客の動向等を総合的に勘案した将来の受注予測に基づく売上高を主要な仮定と考えております。当社は過去および当期の課税所得等から将来の一時差異等加減算前課税所得を予測し、利益計画および将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールリングに基づき、繰延税金資産を計上しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の経済状況および経営環境の変化により、課税所得の見積りの基礎となる仮定が変動する場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(Ⅳ) 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,951,758千円

2. 担保に供している資産

土地	26,908千円	建物	665,387千円
----	----------	----	-----------

担保に係る債務の金額	200,000千円
------------	-----------

3. 当座貸越限度額契約および貸出コミットメント契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約および貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越契約および	4,300,000千円
貸出コミットメント契約の総額	
借入実行残高	230,000千円
差引額	4,070,000千円

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	868千円
長期金銭債権	28,214千円
短期金銭債務	21,546千円

5. 顧客との契約から生じた債権

(X)収益認識に関する注記「3. (1)契約資産および契約負債の残高等」に記載のとおりです。

(V) 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

仕入高	108,469千円
営業取引以外の取引による取引高	180千円

2. 顧客との契約から生じる収益

(X)収益認識に関する注記「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりです。

(VI) 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	摘要
発行済株式					
普通株式	1,135,572株	—	—	1,135,572株	
合計	1,135,572株	—	—	1,135,572株	

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	摘要
自己株式					
普通株式	52株	30,306株	4,302株	26,056株	
合計	52株	30,306株	4,302株	26,056株	

(変動事由の概要)

- (1) 自己株式の増加事由は以下のとおりであります。
- 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を含む市場買付けによる増加
30,000株
- 譲渡制限付株式の無償取得による増加 206株
- 単元未満株式の買取りによる増加 100株
- (2) 自己株式の減少事由は以下のとおりであります。
- 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 4,302株
3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数
- 普通株式 4,000株

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当り 配当金	基準日	効力発生日
2023年12月22日 定時株主総会	普通株式	113,552	100円	2023年9月30日	2023年12月25日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当り 配当金	基準日	効力発生日
2024年12月20日 定時株主総会	普通株式	177,522	利益剰余金	160円	2024年9月30日	2024年12月23日

(Ⅶ) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	291,979千円
賞与引当金	146,976千円
長期未払金	22,511千円
貸倒引当金	27,769千円
その他	69,233千円
繰延税金資産小計	558,470千円
評価性引当額	△44,975千円
繰延税金資産合計	513,494千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△2,717千円
その他	△3,497千円
繰延税金負債合計	△6,214千円
繰延税金資産の純額	507,280千円

(Ⅷ) リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他に板金加工生産設備などの製造設備および車両の一部と電算機等はリース契約にて使用しております。

(Ⅸ) 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

資金運用については短期的な預金等安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権および売掛金については、顧客の信用リスクに晒されていますが、与信管理を行い信用リスクを低減しております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務および買掛金は、1年以内の支払期日です。
短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達です。

また、これらの営業債務および短期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画を作成するなどの方法によりこれを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日（当事業年度末）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格がない株式等は次表には含まれておりません（(注) 参照）。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金および短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	14,955	14,955	－
資産計	14,955	14,955	－

(注) 市場価格がない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	55,200

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品
当事業年度（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	14,955	—	—	14,955
資産計	14,955	—	—	14,955

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

（X）収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は業務用厨房機器製造、仕入、販売および保守修理事業の単一セグメントであり、本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高のほぼすべてを占めております。

主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当事業年度（2024年9月30日）
機器設備売上高	15,694,450
修理備品売上高	2,749,365
顧客との契約から生じる収益	18,443,815
その他の収益	—
外部顧客への売上高	18,443,815

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(I) 重要な会計方針の「5.重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度および翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権および契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度（2024年9月30日）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	810,905
電子記録債権	151,753
売掛金	3,171,871
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	406,825
電子記録債権	331,306
売掛金	3,662,116
契約負債（期首残高）	78,465
契約負債（期末残高）	183,164

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、51,596千円であります。なお契約負債は、顧客との契約に基づき、履行義務の充足前に受領した前受金であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い取り崩されます。個々の契約により支払条件は異なるため、通常の支払期限はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(XI) 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり当期純利益金額	629円27銭
(2) 1株当たり純資産額	6,342円07銭

(XII) その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年11月19日

日本調理機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 亜 惟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本調理機株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年11月19日

日本調理機株式会社 監査等委員会

監査等委員 鈴木 克 明 ㊟

監査等委員 三 井 聡 ㊟

監査等委員 小 粥 純 子 ㊟

監査等委員 宮 島 哲 也 ㊟

(注) 監査等委員 三井聡、小粥純子および宮島哲也は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

〒212-0014 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5 カワサキデルタ JR川崎タワーオフィス棟3階
ステーションコンファレンス川崎 Room A+B



ステーション
コンファレンス川崎

JR川崎駅からのアクセス

①「中央北改札」または「中央南改札」を出て西口改札方面へ ②「ラゾーナ川崎プラザ」手前で左折し、歩行者デッキへ ③歩行者デッキを直進する ④「ホテルメトロポリタン川崎」の横の道をそのまま直進する ⑤突き当たり「ファミリーマート」のとなり、カワサキデルタビル入口よりエントランスへ ⑥エントランス正面のエスカレーター（階段）で3階コンファレンスへ

京急川崎駅からのアクセス

①「中央口改札」を出て駅構内を直進し、右手の道路に出る ②道路を出たら駅を背にして信号を渡り、そのまま直進する ③T字路に出たら、「JR川崎駅」への矢印看板を目印に右へ曲がる ④信号を渡り左に曲がる ⑤アトレ川崎（駅ビル）の横の道を直進する ⑥次の角を右に曲がると JR 川崎駅構内へ入るので、直進しエスカレーターを上がる 続きは、上記「JR川崎駅」からのアクセス①～⑥と同様になります

● JR東海道線 南武線 京浜東北線

「川崎駅（西口）」より徒歩3分

● 京急線「京急川崎駅」より徒歩10分

※羽田空港から約30分「京急空港線16分→京急川崎駅徒歩10分」



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。